

## 長野県子ども・子育て支援事業支援計画について（中間報告）

県民文化部子ども・家庭課

## 長野県子ども・子育て支援事業支援計画 骨子（案）

## ■ はじめに（計画の基本的事項）【法任意】

## 1 計画策定の趣旨（目的）

## 2 計画の性格（法令の根拠等）

- ・子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく計画
- ・「ながの子ども・子育て応援計画（長野県次世代育成支援後期行動計画）」の後継計画の一部を構成
- ・「放課後子ども総合プラン」に基づく事業計画も含む。

## 3 計画期間

- ・平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

## ■ 計画策定の背景

## 1 子ども・子育てを取り巻く状況 【法任意】

- ・社会や経済の環境の変化 → 子育て家庭を取り巻く環境の変化
- ・少子化の進行 → 子どもの育ちをめぐる環境の変化

## 2 「ながの子ども・子育て応援計画」の進捗状況 【法必須】

- ・子ども・子育て支援に関する施策部分

## ■ 計画の基本理念等 【法任意】

## 1 基本理念

## 2 基本目標

- ・基本目標と達成目標（指標）

## 3 達成状況の点検及び評価

- ・計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、点検・評価し、結果を公表
- ・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し

## ■ 具体的施策の内容

## I 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

## 1 区域の設定 【法必須】

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 【法必須】

- ・市町村計画の数値の積上げが基本（必要に応じて広域調整）
- ・幼稚園・保育所が認定子ども園に移行する場合の需給調整のため、「県計画で定める数」を必要利用定員総数に上乘せ

## 3 幼児期の教育・保育の一体的提供 【法必須】

- ・認定子ども園の目標設置数及び認定子ども園への意向に必要な支援

## 4 地域子ども・子育て支援事業の推進 【県独自】

※病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、県としての重点的な取組みの方向性を明記

## 5 従事者の確保と資質向上 【法必須】

## 6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 【法任意】

## 7 教育・保育情報の公表 【法任意】

## Ⅱ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 【法必須】

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 1 児童虐待防止対策の充実    | →こども・家庭課（こども福祉係）において検討 |
| 2 社会的養護体制の充実     | →「長野県家庭的養護推進計画（※）」から記載 |
| 3 ひとり親家庭の自立支援の推進 | →こども・家庭課（ひとり親係）において検討  |
| 4 障害児施策の充実       | →「長野県第4期障害福祉計画（※）」から記載 |

※「長野県家庭的養護推進計画」（所管：こども・家庭課）は長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、「長野県第4期障害福祉計画」（所管：障がい者支援課）は障害者施策推進協議会において審議を行い、ともに本年度中に策定予定。

# 長野県子ども・子育て支援事業支援計画における 区域の設定について

## 1 区域とは（国の基本指針より）

市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める「単位」

### 《区域設定の留意点》

- 近隣市町村間等における広域利用等の実態を踏まえること。
- 教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえること。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本だが、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能。

## 2 区域案の検討

単 位	特 性 等
全 県	本県は、全国で4番目に面積が大きく、人口、産業、文化等、多くの面で地域差が見られる。
圏域（10）	歴史的、地理的に関係の強い地域のまとまりであり、行政では最も利用される単位。障害福祉、老人福祉等の県計画にも用いられている。
市 町 村	全国で2番目に多い77市町村が存在し、その規模は大小さまざまで、多くの面で格差が大きい。

## 3 区域の設定案

区域は、以下の理由から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じ、共通の10区域（圏域）としたい。

- 従前から関係性の強い地域のまとまりであることから、その地域の状況や特性に即した検討が可能。
  - ※保育所の広域入所の状況 … 全県で250名程度、その約85%が圏域内での利用
  - ※幼稚園は全ての圏域にあるが、市部に偏在し、市町村数では27市町村のみ。（通園状況については、データなし。）
- 保健・福祉等、他分野の県計画でも圏域を区域として設定していることから、それらの計画との整合が図りやすい。

【 区域一覧 】

区 域 名	構 成 市 町 村
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 (11)
上 小	上田市、東御市、長和町、青木村 (4)
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 (6)
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 (8)
飯 伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 (14)
木 曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村 (6)
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 (8)
大 北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村 (5)
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 (9)
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村 (6)